

号外
18.10.17

大阪教組ニュース

発行所=大阪府教職員組合
(日教組)/〒543-0021大阪市
天王寺区東高津町7-11大阪
府教育会館4階412号/TEL
06-6765-1558 FAX06-6765-
1268/発行責任者=石田精三
／編集責任者＝韓秀根

解放共闘教育部会交渉要求項目特集

解放共闘基本交渉

☆11月12日(月) 15:00～17:00
☆大阪赤十字会館 3F
—各単組から積極的な参加を—

部落解放大阪府民共闘会議教育部会

人権を基軸にした教育の創造を

解放共闘交渉に参加を —現場の実態をもとに、人権教育の推進、教育条件の整備を！

大阪教組が加盟している部落解放大阪府民共闘会議教育部会は10月12日、各構成組織からの要望・声をもとにまとめた教育要求書を大阪府教育委員会に提出した。

解放共闘教育部会は、11月12日の基本交渉を皮切りに、課題別に対府交渉をおこなう。部落差別をはじめ一切の差別をなくすために、教育の果たすべき役割は極めて大きい。同対審答申から50年以上が経過したが、今なお差別の実態は解消されたとは言えない。人権教育のさらなる推進、子ども

の貧困対策、進路保障など、行政、学校、地域でとものとりくみをすすめていく重要性が増している。

大阪府・大阪府教育委員会にこれまでの同和教育をはじめとする人権教育の諸施策の後退を許さず、現場支援を求めている。現場からの切実な声を、直接大阪府・大阪府教育委員会に伝えられるのはこの教育部会の交渉だけだ。この機会をより意義あるものにしていく。

基本 要 求 項 目

1. 【基本姿勢】同和教育・人権教育について大阪府教育委員会としての基本姿勢を明らかにすること。あわせて、02年度大阪府教育委員会通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を改めて周知徹底を図ること。
2. 【推進計画・意識調査・推進プラン】15年3月「大阪府人権教育推進計画」が改定され、「人権問題に関する府民意識調査」がおこなわれた。そのなかで、急いで対応すべきものとして、「子どもの人権問題」を上げた人が75%いる。この調査結果を人権施策に生かすためのとりくみを周知すること。また、16年12月の部落差別解消推進法の施行に伴って改訂された「人権教育推進プラン」（18年3月）にもとづき、あらゆる差別をなくすための教育と啓発をおこなうこと。
3. 【教育振興計画】18年3月に策定された大阪府教育振興基本計画後期計画について、人権教育、学力保障、子どもを地域で育てる、進路保障など人権の観点で検証すること。
4. 【加配の配置】大阪府教育委員会として、同和地区を校区に含む学校（同和教育推進校）に対して、様々な施策を活用した支援をおこなうとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置をおこなうこと。
5. 【国への要望】大阪の未来を担い、人権文化を育む主体となる一人ひとりの子どもたちが大事にされ、さらに大阪の人権教育をすすめていくため、以下のことを国へ要望すること。
 - ①義務教育において、義務教育費国庫負担制度は「憲法の要請」にもとづき、教育の機会均等の保障、教育水準の維持・向上を図るうえで、不可欠な財源的な裏付けを与えている。その意義をふまえ、この制度を堅持すること。
 - ②公教育への財源支出の対GDP（国内総生産）率をOECD水準に引き上げること。
 - ③小中学校での35人学級を実施すること。
 - ④支援学級の学級編制基準を引き下げること。
 - ⑤食教育の充実を図るため、栄養教職員を全校に配置すること。当面、定数配置基準を改善すること。
 - ⑥「安心・安全な学校・教育環境」「通学路の安全」を確保するために、人的措置をはじめとする実効ある対策を講じること。
 - ⑦教科書無償制度を堅持すること。また、高校教科書無償化制度を創設すること。
 - ⑧教育費の保護者負担を軽減すること。
 - ⑨「学齢期」を越えた夜間中学校生徒（中学校夜間学級）や帰国・渡日生徒にも「就学援助制度」が適用されるよう学校教育法19条等の関係法令を改正すること。
 - ⑩在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを国の見解として示すこと。
6. 【世界人権宣言】1948年12月10日、国連で世界人権宣言が採択された。採択から70年となる節目の年、世界人権宣言の主旨を改めて周知し、実効性あるものにするため、大阪府・大阪府教育委員会として啓発事業をおこなうこと。
7. 【人権関連三法】障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の三法について、教育の役割が重要であることを認識し、あらゆる研修で取り上げること。
8. 【貧困問題・SSW】16年実施の「子どもの生活に関する実態調査」の結果・分析にもとづき、大阪府・大阪府教育委員会として実効ある対策をおこなうこと。また、その結果をもとに、家庭の経済状況の厳しさや、地域の状況が子どもたちの学力に大きな影響を及ぼしている現状をふまえ、「子どもの貧困を考える関係課長会議」で、実態や課題の共有をおこなうこと。その際、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく「子供の貧困に関する大綱」の具体化を図ること。また、SSWの処遇を改善し、増員すること。さらに、福祉行政と連携し、市町村でより効果的にSSW・CSWが活用できる施策をおこなうこと。
9. 【学教審開催】08年7月の学教審答申をうけ「『大阪の教育力』向上プラン」（2009から2018年度までが計画期間）が作成された。それ以降、大阪府学校教育審議会が開催されていないが、「『大阪の教育力』向上プラン」をどのように検証するのか、また、今後の向上プランの取り扱いについて、大阪府、大阪府教育委員会としての見解を明らかにすること。学教審の意義や必要性について大阪府教育委員会としての考えと、今後の方向性について明らかにすること。
10. 【チャレンジテスト】調査書の「評定」にかかわって、公平性を担保するための方策として活用している「チャレンジテスト」により、点数学力が特化され、各教科の評価や授業内容、年間指導計画等に大きな影響を及ぼしている。各教科の評定は、学習指導要領に定められている目標に照らして総括的に評価することが求められている

中、現行制度の問題点を検証するとともに、評価・評定のあり方についての今後の国の動向も含め、見直しをはかること。また、チャレンジテストの結果を、教員の人事評価や給与に反映させることは、調査目的から逸脱するものである。チャレンジテストの実施要領に、教員の人事評価や給与に反映させる調査結果の活用等を禁じる文言を明確に盛り込むこと。

11. 【インクルーシブ教育基本方針】「障害者基本法改正」（11年8月）、「第4次大阪府障がい者計画」（12年3月）、障害者差別解消法（16年4月）をふまえ、大阪府として「インクルーシブ教育基本方針」を策定すること。
12. 【手話言語条例】2017年3月大阪府が公布・施行した「手話言語条例」が、教育現場で活用できるよう施策を講じること。
13. 【法定雇用率】18年4月より都道府県の教育委員会におけるしょうがい者の法定雇用率が2.4%と改定されたことをふまえ、しょうがい者の雇用を確保すること。
14. 【妊娠した生徒への対応】文科省は18年3月、「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等をふまえた妊娠した生徒への対応等について」を通知した。この通知を周知し、妊娠した生徒が学び続けることができるよう支援すること。
15. 【ヘイトスピーチ】ヘイトスピーチ解消法の施行をふまえ、大阪府として特定の民族や国籍などに対しておこなわれるヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットに書き込まれる人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育委員会として「差別を許さない姿勢」を明らかにし、府として条例をつくること。また、15年4月に作成し、17年3月に改訂した「ヘイトスピーチの問題を考えるために—研修用参考資料—」の内容について各市町村教教育委員会・学校現場に周知徹底を図ること。また、意図的でない場合であっても無理解や偏見による言動は差別であることを周知すること。
16. 【府大の授業料減免】大阪府立大学の授業料減免制度の成績条項をなくすこと。少なくとも生活保護家庭は、全額免除の対象とすること。
17. 【いじめ】大阪府におけるいじめ・不登校、暴力行為の実態を明確にし、その解決のための施策を明らかにすること。「いじめ防止対策推進法」の目的にも「児童等の尊厳を保持するため」とあるように、いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、大阪府教育委員会として、日常から人権学習や学級集団づくりを通して、差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を育てるよう、重ねて市町村教育委員会を指導すること。
18. 【メディアリテラシー】急速に広まるパソコン、携帯電話やスマートフォンによる「いじめ」をはじめ個人情報の流出、犯罪などに対応する対策を検討すること。また、人権教育の視点からメディアリテラシー教育の必要性を認識し、研修を充実させること。プログラミング教育に伴い、ICT環境が整備されるが、学校内でのタブレット、パソコンの情報の取扱いなどに留意すること。
19. 【成人年齢引き下げ】民法改正により2022年より成人年齢が18歳に引き下げられる。それに伴い、保護者の同意なしにクレジット契約が可能となるなど、さまざまな問題が懸念される。大阪府・大阪府教育委員会として、成人年齢が引き下げられることによる問題点を整理し、必要な情報を周知すること。
20. 【道徳教育】道徳教育の教科化について、人権教育を基本として課題を整理するとともに、評価については、一方的な価値観や規範意識の押し付けにならないよう大阪府教育委員会としての観点を明らかにすること。中学校においては自己評価欄のある教科書、別冊ノートを使用する市町村もあるが、子どもたち自身が道徳性を数値で評価することがないよう市町村教育委員会を指導すること。また、大阪府教育委員会としても、研修等では、教科書にある教材以外の使用も含め、多様な価値観を認め合うことが大切であることを発信すること。
21. 【教育勅語】「教育勅語」は、1948年6月19日の衆議院での「排除」決議、参議院での「失効確認」決議で憲法に違反し失効していることが確認されている。17年3月31日「憲法や教育基本法に反しないようなかたちで、教育勅語を教材として使用することまで否定しない」との見解が閣議決定されたが、教材として使用する際は、肯定的に使用するのではなく、「失効しているもの」「批判すべきもの」として扱うことを確認すること。
22. 【教科書問題】教科書採択に関しては、公正・公平な採択制度を確立していくため、採択にかかわる審議経過・採択結果およびその理由などを積極的に公表するよう市町村教育委員会を指導すること。
23. 【バワハラ・セクハラ・体罰】すべての学校で「人権を通した教育」がおこなわれること。とりわけ教職員等による体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの人権侵害を防止するための方策と、人権侵害が発生した場合の組織的な対応システムについて明らかにすること。その際の相談員の研修の充実を図ること。なか

教 え 子 を 再 び 戦 場 に 送 る な

- なか根絶できない部活動における体罰・ハラスメントの実態を把握し、対策をおこなうこと。また、被害者救済システムを活用し、被害者救済に努めること。さらに日常的に、子どもの人権尊重の観点から子どもをエンパワメントするとりくみを実施すること。
24. 【自死】16年度の「統計に基づく自殺者」（内閣府）の19歳までの子どもの自死の原因・動機の3割が「学校問題」である事実に対して、大阪の実態と大阪府・大阪府教育委員会としての対策を示すこと。
25. 【人権教育の継承・管理職の課題】教職員の大量採用や外部人材活用などで学校現場に多様な方が参画する状況の中、人権感覚に富んだ教職員を育てることは、急務の課題である。世代交代がすすむ中で同和教育・人権教育を継承し、そして創造していくための大阪府教育委員会としての認識・施策を明らかにするとともに、職場の「指摘し合う関係性」や「高めあう教職員集団」をつくるため、管理職の鋭い人権感覚・適切なリーダーシップの発揮等、管理職の研修の見直しの結果を明らかにすること。まず、管理職（民間人校長も含む）の任用については、「人権感覚」の鋭さに重点を置くこと。また、外部人材、特に民間人校長に対する人権研修を大阪府教育委員会としてもおこなうとともに、市町村教育委員会・学校に対しても指示すること。
26. 【教員育成指標】「教員育成指標」と教員の評価を関連させないこと。また、「教員育成指標」の内容を検証すること。
27. 【旅費拡充】旅費は、校外学習の引率や下見、教職員の研修など、よりよい教育活動を継続しておこなうためになくてはならない教育予算である。教育の充実のための旅費予算を十分確保すること。
28. 【リバティ】大阪人権博物館（リバティおおさか）の設立理念を継承し、「あらゆる差別をなくすための教育」推進のための積極的な活用方を示すこと。
29. 【全国学テ】「全国学力・学習状況調査」の結果公表については、自治体や学校の序列化・過度の競争にならないよう、また、学校選択等の資料としないよう市町村教育委員会を指導すること。また、来年度新しく実施される英語調査については、子どもたちに過度の負担がかからないよう市町村教育委員会を指導すること。
30. 【子どもの健康・給食課題】子どもたちの安全や人権を守るため、フッ素洗口・塗布、予防接種などを学校で一斉におこなうようにすること。17年2月に出された「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の活用を促すこと。アレルギー＝対応については子どもたちの命に直接関係することから、早急に人的配置などの環境整備を講じること。なお、中学校給食については、全員喫食とするよう、市町村教育委員会を指導すること。また、民間調理場活用方式による学校給食（デリバリー給食）に対する安全性についての実態を把握し、安全で教育的意義のある給食が子どもたちに提供されるよう、市町村教育委員会を指導すること。
31. 【健康診断、色覚、ビックデータ】色覚検査については、定期健康診断項目外の検査であることの確認・徹底を市町村教育委員会に改めて周知するとともに、色覚は人権にかかわることであることから、教職員が色覚に関して正しい知識を持ち、学校全体で色のバリエーションをすすめるための研修や支援をおこなうこと。また、健康診断の際に、決められた数値や「あるべき健康な身体」に合わせた治療の強制や、生活規制の強要をおこなう健康教育は、子どもたちの人権侵害になることを認識し、市町村教育委員会を指導すること。また、学校健診記録を「ビックデータ」として提供・活用することについては、慎重に対応すること。外部団体からの様々な調査については、調査内容を大阪府教育委員会として精査すること。また、提供したデータについては、慎重に取り扱うよう要請すること。
32. 【就学時健診】2017年度に改訂された「就学時健診マニュアル」は、公益財団法人である日本学校保健会が作成したものであり、マニュアルにそった実施を強制するものではないことを市町村教育委員会に周知すること。就学時健診については、93年の確認（ア. 受診義務はない。イ. 就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない。ウ. 保護者の意向を尊重する。エ. 精密検査の受診についても強制はしない。オ. 前記事項を市町村教育委員会に指導する。）を周知徹底すること。
33. 【修徳学院】府立修徳学院の子どもたちが在籍する小中学校に対して、子どもたちが不利益を被らないよう、大阪府教育委員会として課題解決や支援をおこなうこと。また、堺市には、「堺市立児童自立支援施設基本構想」にもとづき、早急に児童自立支援施設を整備するよう要請すること。
34. 【府外教への支援】大阪府の「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」をふまえ、在日朝鮮人教育をすすめること。また、大阪府人権教育研究連合協議会の人的物的拡充、および市町村「外国人教育研究会」の組織整備とさらなる支援・充実を図ること。
35. 【夜間中学】義務教育未修了者の学ぶ権利を保障する、夜間中学校の果たしている役割は大きい。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」）の成立や、18年7月における文部科学省による手引き「夜間中学の設置・充実に向けて」（以下「文科省手引」）の改定など、公立夜間中学校の必要性の認識と増設にむけた動きが国段階で明らかにされている中、大阪府内における、現7市11校は、いわば「府立」夜間中学校としての位置づけでなければならない。夜間中学生の学習権と学ぶ場を保障するため、国への対応や、「教育機会確保法」「文科省手引」等をふまえた大阪府の役割をどのように認識しているのかを明らかにし、大阪府として夜間中学校を設置している7市ならびに生徒在住市町村へ必要な支援をおこなうこと。
36. 【「性的指向・性自認」(SOGI)】15年4月の文科省通知、16年4月の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等について」の教職員向け資料などをふまえ、性の多様性についての理解を深めるとともに、基準服や体操服などの着衣、更衣室、トイレなどの教育環境の整備や、教育実践の推進・教材開発など、教育のあらゆる場面でSOGIに関して子どもたちの人権が守られるよう手立てを講ずること。また、部活動など対外試合においてもSOGIに関して子どもたちの人権が守られるよう関連団体にはたらきかけること。
37. 【ガイドラインの周知】「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（セク・ハラ防止ガイドライン 1999年施行、2008年、2017年改訂）を、周知するとともに、実効あるものとなるよう市町村教育委員会にはたらきかけること。その際、「性的指向・性自認」(SOGI) をからかうことや、いじめの対象にすることもセクシャル・ハラスメントであるとした改定点をおさえること。
38. 【入試】入学者選抜におけるこの間の制度変更が、学校現場に大きな影響を与えている。入学者選抜等における制度変更については、拙速に結論を出すのではなく、有識者も含めた幅広い層による議論や現場の意見をふまえ、慎重かつ丁寧になされるべきである。大阪府教育委員会としての課題認識と今後の方向性を明らかにし、中学校現場の進路指導や中学校・高校現場の教育活動に混乱をもたらないよう、現場に即応した指導・支援をおこなうこと。
39. 【適格者主義】地域とのつながりや中高連携を大切にした学校づくりをすすめるとともに、高校進学希望者全入の実現をめざした長期計画を策定すること。そして、「高校適格者主義」の見直しなど、すべての子どもの学習機会、学習環境の整備を第一義とした、今後の府立高校・高校教育のあり方について、方向性を示すこと。
40. 【府立高校の再編整備】「大阪府立学校条例」による「再編整備計画」により、今後の再編整備対象校については、現に通学している子どもたちの学習環境、学習意欲が低下することがないよう配慮すること。再編整備については、子どもたちの幅広い進路選択を可能とする観点に立つと同時に、「地域に根ざす」という理念の実現に向けた施策とすること。
41. 【教育支援センター】府立教育センター附属高校に開室している教育支援センター（18年度より適応指導教室を教育支援センターに名称変更）は子ども・保護者・学校の適応指導教室に対するニーズは高くなっているが、通学の利便性や、原籍校との連携などの課題も多い。とりくみを十分検証した上で、スタッフ・スペースの拡充や、教育支援センターの拡充などをおこなうこと。
42. 【政治教育】19年度から中学校で本格実施される「特別の教科 道徳」においても、主権者教育や参政権がとりあげられている。政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもやしょうがいなど配慮の必要な子どもたちを排除しない指導となるように、大阪府教育委員会作成のガイドライン等の周知及び有効な活用を促すこと。また、外国籍の子どもたちの参政権については、国籍国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるように研修すること。
43. 【多部局にわたる人権侵害事象】多部局にわたる課題を有する人権侵害事象が生じた際の大阪府としての対応策・体制をあきらかにすること。
44. 【人権啓発】さまざまな人権課題について、保護者・府民への啓発をおこなうこと。
45. 【平和教育】大阪府「平和教育基本方針」を具体化する施策を明らかにすること。また、「平和教育に関する事例集」（03年3月大阪府教育委員会）を改訂するとともに、活用を各学校にはたらきかけること。さらに「ピースおおさか」の展示内容については、国際社会で次代を担う子どもたちの平和学習の資料になるものとなるよう、活用促進を図る働きかけをおこなうこと。また、平和教育を推進していくため、大阪空襲の体験者や遺族の方などの当事者をはじめ、研究者等の意見を展示内容に反映するよう、大阪府教育委員会として働きかけること。なお、「平和教育」について別途協議をもつこと。
46. 【地域教育協議会・土曜授業】これまでの「総合的教育力活性化事業」の理念と実践の経過をふまえ、学校5日制とともに始まった、地域で子どもを育てる「地域教育協議会（すこやかネット）」の一層の発展・充実のため、人的措置をはじめ、大阪府としての予算措置をおこなうこと。また、土曜授業やキッズウィークについては、教育課程の編成権は学校にあることをふまえ、現場教職員との合意や地域や保護者の理解なく、拙速な導入をおこなわないこと。また、実施する場合は、大阪府教育委員会のガイドラインに表記されているように、実施する教育的意義の確認や教職員の勤務の対応をおこなうこと。また、学力向上を理由とする夏季・冬季休業等の短縮は、子どもの権利条約31条「遊ぶ権利」を奪うことになることを認識し、子どもの遊びを創りだす空間と時間の保障をすること。
47. 【義務教育学校等】義務教育学校、コミュニティスクールへの転換は、子ども・保護者や地域への十分な説明と理解に努め、安易な移行はおこなわないよう、市町村教育委員会に積極的に働きかけること。
48. 【子どもの権利条約】批准後23年を経過する「子どもの権利条約」のいっそうの周知を図るとともに、その理念（特に第2条「差別の禁止」、第8条「アイデンティティの保全」、第22条「難民の子どもへの保護・援助」、第23条「障害児の権利」、第28条「教育への権利」、第29条「教育の目的」、第30条「少数者・先住民の子どもへの権利」、31条「遊ぶ権利」など）を生かした教育施策を推進すること。
49. 【大阪の子どもの権利条例】子どもの権利条約の理念にもとづく「大阪府子ども条例」を実効あるものとする。「次世代育成行動計画」の具体化に向けた施策推進についても解放共闘と協議をおこなうこと。また、15年度に大阪府が策定した「子ども総合計画」にもとづく事業が、地域を基盤に子どもの最善の利益を追求するよう努めること。市町村に対して、「子どもの権利」に関する条例を策定するよう指導すること。
50. 【養護施設】校区に養護施設等のある学校の実態を把握し、大阪府として支援を講じること。
51. 【雇用確保・違反質問等】新規高卒者の雇用の確保について、施策を強化すること。また、内定取り消しや内定者の入社待機が起こった場合の大阪府としての対応について明らかにすること。大学・短大・専門学校等に対して、受験面接時の「違反質問」など人権侵害をおこなわないよう、強く指導すること。また、違反質問に対しての教職員の認識を高めるとともに、高校生や中学生に対しての「違反質問」などの調査を学校でおこなうよう、指導すること。
52. 【労働者教育】キャリア教育の推進にあたって大阪府の実態に合わせ、子どもたちが夢や希望をもてるような人権尊重・男女共生・労働者の権利の視点に立った労働者教育としての「キャリア教育」を推進すること。子どもたちの就労を支援するための外部人材の活用等をおこなうこと。
53. 【ブラックバイト】高校生のアルバイトについて、賃金の不払い、子どもたちの就学に悪影響を与える勤務の強要、上司のパワハラ発言など、いわゆる「ブラック化」している状況がある。このような状況に対しての当事者や教職員の相談窓口の創設、子どもたちへの労働者教育、教職員の研修等をおこなうこと。
54. 【日の丸・君が代】「日の丸」・「君が代」問題については、解放共闘教育部会・解放同盟大阪府連・大阪教組とのこれまでの経過を今後も尊重すること。

2018年度解放共闘教育部会交渉

日 程	時 間	内 容	会 場
11月12日(月)	15:00～17:00	基本要求交渉	大阪赤十字会館 301号会議室
11月21日(水)	13:30～15:00	課題別【在日朝鮮人教育】	国民会館
	15:15～16:45	課題別【帰国・渡日等】	
11月26日(月)	13:30～15:00	課題別【夜間中学校教育】	国民会館
	15:15～16:45	課題別【インクルーシブ教育】	
11月29日(木)	13:30～15:00	課題別【進路保障】	国民会館
	15:15～16:45	課題別【男女共生教育】	
12月4日(火)	18:00～20:00	課題別【同和教育】	国民会館

すべては子どもたちのために